▶デリバティブ取引等の状況

◆「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢」について

(1)利用目的

当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避することを目的に、一定の範囲で、デリバティブ取引を活用しています。

(2)取組みの情報

当金庫では、固定金利特約型住宅ローン等の低利な融資のご提供にあたって、将来の金利変動リスクを軽減するため、スワップ取引を行っています。

(3)リスクに対する管理体制

当金庫では、「ALMデリバティブ取引運用細則」・「余裕資金運用細則」によって、デリバティブ取引に関する運用・管理についての具体的ルール等を定め、それに基づいた運用を行っています。また、運用状況については、リスク管理委員会に定期的に報告を行っています。

今後も、相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

◆金利関連取引

(単位:百万円)

			2013年度末				2014 年度末			
			契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
				うち 1 年超				うち 1 年超		
一 店 頭	金利先渡契約	売建	_	_	_	_	_	_	_	_
		買建	-	_	_	_	_	_	_	_
	金利スワップ	受取固定・支払変動	_	_	_	_	_	_	_	_
		受取変動・支払固定	13,500	11,000	△ 619	△ 619	11,000	10,000	△ 436	△ 436
		受取変動・支払変動	-	_	_	_	_	_	_	_
	金利オプション	売建	-	_	_	_	_	_	_	_
		買建	-	_	_	_	_	_	_	_
	キャップ	売建	_	_	_	_	_	_	_	_
		買建	-	_	_	_	_	_	_	_
	フロアー	売建	-	_	_	_	_	_	_	_
		買建	-	_	_	_	_	_	_	_
	スワップション等	売建	_	_	_	_	_	_	_	_
		買建	_	_	_	_	_	_	_	_
合 計		13,500	11,000	△ 619	△ 619	11,000	10,000	△ 436	△ 436	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。なお、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用している デリバティブ取引は、上記記載から除いています。
 - 2. 当金庫は取引所取引の取扱いはありません。
 - 3. 本表(店頭取引)については、割引現在価値やオブション価格計算モデル等により算定され、取引先より提出をうけた「取引価格報告書」の数値を記載しております。
 - 4. 「契約額等」の欄には、想定元本額を記載しております。
 - 5. 当金庫では、上記表の取引とは別に設けた特定取引(トレーディング取引)勘定に含まれるデリバティブ取引の取扱いはありません。

◆通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引

2013年度末、2014年度末での該当する取引の取扱いはありません。

◆クレジット・デリバティブ取引

2013年度末、2014年度末での該当する取引の取扱いはありません。

P 用語解説

▶[スワップ]

あらかじめ定めた一定条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。

▶ 「オプション」

あらかじめ定めた一定条件のもと、特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する 取引のことです。オプションの購入者は対価(プレミアム)を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

▶「キャップ|

「支払金利の上限を保証するオプション契約」であり、買い手はプレミアムを支払う代わりに、期間中の各期日において対象となる金利が定められたレベル(キャップ・レート、ストライク・レートなどと呼ばれる)よりも高い場合に、両者の金利差分を売り手から受け取ることができる取引のことです。

▶「フロアー」

キャップと逆方向の取引。すなわち「受取金利の下限保証契約」のことであり、買い手は売り手にプレミアムを支払う代わりに、期間中の各期日において対象となる金利が定められたレベル(フロア・・レート、ストライク・レート)よりも低い場合に、両者の金利差分を売り手から受け取ることができる取引のことです。

▶「スワップション」

スワップを取引対象とするオプションであり、買い手は売り手に対し、将来の一定の時点であらかじめ定められた条件のスワップを締結する権利を有することができる取引です。

▶「クレジット・デリバティブ」

対象となる債券取引等の相手方の信用(倒産等による不履行=デフォルト)リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。